

育メン講座

育メンになるために

子育て支援センター ☎ 25 7225

これからパパになるかた、現在子育て真っ最中のパパ、育児はあまりしていないけれど子どものことを大切に思っているパパ。日々の生活の中で子どもの心を育てる方法や、子育てを楽しくするためのコツを一緒に学びましょう。

ママの参加もお待ちしています。

7月6日 日

午前10時～11時30分 (受付 午前9時30分～)
保健福祉センターひだまり・2階
ひだまりホール

入場無料 ※申し込みが必要です

- ◆申込期間 6月2日(月)～30日(月)
◆子育てにかかわるかたならどなたでも聞いていただけますので、参加希望のかたは電話で子育て支援センターに申し込んでください。
◆託児(無料)の対象は生後6か月～就学前のお子さんです。託児を希望するかたは、お子さんの名前、年齢などを申し込みの際にお知らせください。
◆託児の定員 15人(定員になり次第締め切ります)
※お子さんを連れての入場はご遠慮ください。

講師：菊地 政隆氏

【プロフィール】

社会福祉法人東京児童教会 すみだ中和(ちゅうわ)こころ保育園園長。TBS「情熱大陸」や皇室番組など多数のメディアに出演。現在は、静岡第一テレビ「げんきっず！」歌のお兄さんとして出演し、「まあせんせい」の愛称で親しまれています。



電話勧誘による健康食品購入のトラブルに関する相談が相次いで寄せられています。中には、健康に対する消費者の関心や不安につけこみ、病気や健康増進への効果を強調して健康食品を薦めたり、しつこく勧誘したりするなど悪質なケースも見受けられます。電話で勧誘されるままに、健康食品を購入するのではなく、本当に必要かどうかよく考え、契約する前に家族やかかりつけ医にも必ず相談しましょう。

健康食品の電話勧誘トラブルに注意してください！

消費者トラブルにご用心! vol.12

消費生活相談

開催日時：月・水・金 午前9時～午後4時
場所：市民文化会館3階
農水商工課商工労政係 ☎ 25 1156
鳥羽市消費生活相談室 ☎ 25 1241

トラブルに遭わないために注意すべきポイント

- 一、突然の勧誘電話にご用心！ 長話になりそうなら悪質商法を疑って。
二、遠慮は無用！ しつこい勧誘には毅然とした対応を。
三、「試供品」にご注意を！ 安価だからと言って試供品を購入すると、次に高額な商品の勧誘を招きます。試供品を購入する前に、本当に必要か考えましょう。
四、錠剤やカプセルなど、医薬品のような形をしていても健康食品はあくまで「食品」です。効果・効能をうたうことはできませんので、注意してください。
五、断りきれず購入してしまったも、一定期間(書面受領後8日間以内)は、クーリング・オフ(契約解除)ができます。また、クーリング・オフ期間が過ぎていても相談してください。
六、申し込んだ覚えもない商品を一方向的に送り付けられた場合、「送り付け商法」の被害に遭わないよう受取拒否をしてください。
困ったときは、消費生活相談室にご相談ください。